

浄化槽市町村整備推進事業のご案内 問役場 環境保全課 内線 2503

鬼北町では河川環境の改善と快適な生活環境の実現のため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。平成28年度においては27基の浄化槽を整備しました。平成29年度においても33基の事業実施に向けて取り組む計画としています。設置検討の一助となるよう事業のご案内をします。

1. 事業内容

浄化槽の設置から管理までを町が事業主体となっていく「町設置型」の浄化槽事業です。

2. 事業対象地区

この事業は、農業集落排水の処理区域を除く町内全域が対象となります。

3. 事業分担金

町で設置する浄化槽本体の工事費の一部として、事業分担金を申請者に負担していただきます。限度額内の工事であれば、負担金額は工事費用の1割です。限度額を超えた分については全額個人負担となります。

4. 浄化槽使用料

浄化槽の使用開始後は、保守点検、消毒薬品補充、汚泥引抜、清掃や法定検査など、法律で義務付けられた維持管理を町が行います。それらにかかる費用を浄化槽使用料として、次のとおり納めていただきます。

基本料金	1戸当たり	1,940円
人数割り	1人当たり	640円

例)専用住宅で4人家族の毎月の使用料
基本料金1,940円+(640円×4人)=4,500円

5. 注意点

- ・ 地元で浄化槽の設置に対して制約がある場合は関係者と協議の上、許可を受けてください。
- ・ 事業対象は専用住宅、併用住宅、集会所です。
- ・ 町が行う工事は浄化槽本体のみです。それ以外の排水設備と放流管は使用者に施工していただきます。維持管理についても同様です。
- ・ 浄化槽の本体工事は入札により町が行いますので、個人で浄化槽を設置した後の申請は受理できません。
- ・ 工事希望開始日の2カ月前には申請書を提出してください。
- ・ 平成29年度の受付期限は平成29年12月15日(金)です。また、予算の都合により早期に受付を終了させていただく場合があります。

【合併処理浄化槽とは…】

・ 浄化槽

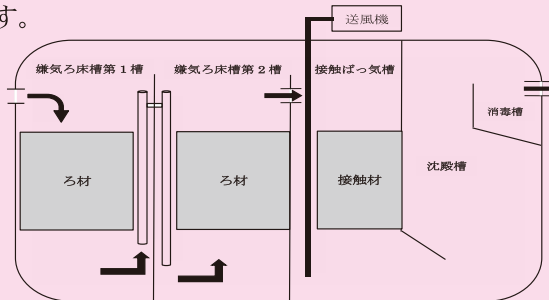
日常生活での污水やし尿を微生物の働きにより分解し、放流するための施設です。私たちは1日1人当たり約250ℓの水を使用しており、その水の多くは污水となって水路や河川へと流れていきます。水環境を守るため、污水を処理し、きれいな水を取り戻すのが浄化槽です。

・ 合併処理浄化槽

トイレ・台所・風呂・洗濯等、家庭から出る全ての生活雑排水を処理します。例えば、1人が1日で汚した水をBOD(※)で表すと、【し尿13g+生活雑排水30g=合計43g】となり、合併処理浄化槽の汚れの除去率は90%以上のため、処理後は4.3g以下となります。※BOD…水の汚れ具合を表す単位で、微生物が汚れを分解するために必要な酸素量のことです。汚れが多いと必要な酸素量も多くなるため、BODの数字も大きくなります。

・ 合併処理浄化槽の仕組み

- ①家庭から出た排水はまず「嫌気ろ床槽」へ入ります。固形物や浮遊物を「ろ材」が取り除き、酸素を必要としない「嫌気性微生物」が汚水中の有機物を分解し浄化します。1槽から2槽へ移り同様の手順で浄化されます。
- ②「接触ばっ気槽」では、送風機により污水を「ばっ気(※)」しながら「接触材」に循環接触させ、「接触材」に付着する生物膜(好気性微生物)を利用して汚水中の有機物をさらに浄化します。※ばっ気…液体と空気を接触させ、液体に空気中の成分を吹き込むこと
- ③「沈殿槽」では、浄化した処理水に含まれる固形物を沈殿させ、きれいな上澄み水を消毒槽へ送ります。その後、消毒槽で塩素消毒され、衛生的に安全な水として放流されます。



平成27年3月末現在で鬼北町污水処理人口普及率は約55%とまだまだ普及しているとは言えません。広見川の保全のため、町民の皆様のご協力をお願いします。